

Q & A

(災害補償課)

Q

結核の検査費用について

消防団員、水防団員又は民間協力者が、救助・応急手当・救急搬送等の業務に従事する際、結核に感染している傷病者と接触するような場面も想定されるが、傷病者と接触した消防団員等が結核に感染した場合の治療費等は療養補償の対象になるのか。また、消防団員等が感染の有無の確認のため検査を受けたものの、結果が陰性であった場合の検査費用は療養補償の対象になるのか。

A

消防団員等が結核に感染している傷病者と接触する業務に従事したことにより、自らも結核に感染したことが明らかであるとき、例えば、感染防止のための手立てを何も行わないまま傷病者と接触し、公務起因性を反証する事由(当該業務以外で結核患者と接触した等)が認められないにもかかわらず、結核に感染したとき、その治療等に係る費用は補償の対象になります。

しかし、検査費用については補償制度上、負傷した又は疾病にかかった等実際に治療の必要が生じた場合にのみ療養補償の対象となるものであり、検査の結果陰性であった場合には補償の対象にはなりません。

ただし、結核菌のついた針を身体に刺してしまったなどのアクシデントがあり、感染の可能性が極めて高い場合には補償の対象となることもあります。